

1 大刀洗マルシェ「かてて」（旧さくら市場）の経理事務の妥当性について

（1）概要

大刀洗マルシェ「かてて」（旧さくら市場）は、平成 22 年度から高齢者のいきがいづくりや町民の創業支援を目的に、町の PR と農産物や手芸品等の販売に取り組む任意団体として発足させたもので、販売スタッフの手数料等を町の予算から支出し、事務局機能を役場職員が支援する一方、販売代金については一般会計での処理になじまないことから、「かてて」（旧さくら市場）として収支の出し入れを管理してきたもので、その際、出品者と協議の上、販売金額の一定割合（当初は 1 割）を出店に伴う駐車場代や出店料、販売に伴う消耗品等の諸費用に当て、残額は次年度当初に必要な経費を除き、雑入として一般会計に入れる取り扱いとしてきた。また、「かてて」（旧さくら市場）はもともと収益事業を行うことは考えておらず、これまで消費税や法人町民税は非課税との認識。

なお、「かてて」（旧さくら市場）については、内部規定に不備な点があったため、今年度、新たに大刀洗町地域経済活性化協議会を立ち上げ、必要な要綱や各種様式等を整備したところ。

（2）調査・審査事項

大刀洗マルシェ「かてて」（旧さくら市場）の経理処理に職員が金品を横領するなどの不正があつたか。また、経理上、不適切な処理が行われていたか。行われていたとすれば、今後の是正方法。

（3）資料

- ・「大刀洗マルシェかてて」（旧「さくら市場」）について（別紙 1）
- ・百条委員会議事録・議会議事録・参考事項（別冊）

2 百条委員会の調査権の濫用と人権侵害の有無について

(1) 概要

百条委員会の調査権の濫用と職員へのハラスメント（人権侵害）が疑われる事項については、以下のとおり。

① 包括的な調査事項

百条委員会の調査権は、常任委員会の所管事務調査とは異なり、罰則による強制力を付与された国会の国政調査権に相当する非常に強力な議会の権限であり、百条調査の調査事項の議決に当たっては、一般的包括的に町政全般にわたって調査をすることはできず、具体的な事件を掲げ、議決する必要があると解されているところ、「公金の支出に関する事務」という、役場が関与する全ての事務事業が調査できるかのような包括的な調査事項が適切か疑問である。

② 公益上の必要性と選挙人等の負担

百条調査では、「選挙人その他関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる」場合を、「特に必要があると認めるとき」に限るとされ、「調査において選挙人等の出頭を求めることができるのは、公益上の必要性と選挙人等の負担等を総合的に勘案し、公益が上回る場合」とされているところ、「公金の支出に関する事務について」との包括的な調査事項に関連して、委員会閉会中も、突然、多岐にわたる記録の提出やヒアリングを求め、関係職員を精神的に追い詰め、疲弊させ、通常業務に支障を生じさせるとともに、管理職員だけでなく、一般職員や退職した販売スタッフまで証人として出頭させ、百条委員会の事実認識に沿った形での証言を促してきた進め方は、委員会が主張する「公益上の必要性」と職員の負担が比較衡量されたとは思われず、委員会運営の適正性や中立性について疑問である。

③ 証人尋問

百条委員会の証人尋問については、地方自治法第 100 条第 2 項の規定により、民事訴訟に関する規定を準用することとされ、民事訴訟規則第 115 条の規定（①質問はできる限り個別的かつ具体的にしなければならない、②証人を侮辱し、又は困惑させる質問、③誘導尋問、④既にした質問と重複する質問、⑤争点に關係のない質問、⑥意見の陳述を求める質問、⑦証人が直接経験をしなかつた事実についての質問については、正当な理由がない限り質問をしてはならない）が準用されるところ、百条委員会では重複した質問を繰り返し、百条委員会の事実認識に沿った形での証言を繰り返し促している。また、テレビカメラが取材に入った令和 7 年 7 月 25 日の第 14 回百条調査特別委員会では、議長から「声がちょっとこもるんですよね。差し支えがなければマスクを外すかなにかされて、もうちょっと聞こえやすくしていただけると助かりますが」と証人を困惑させる質問をしたり、「ちょっと口調が強いので、どきどきするのでもう少しゆっくり言つていただきたいんですけども」と証人が発言する程、委員長から強い口調で尋問されており、このような証人尋問のあり方は疑問である。

④ 議長による証人尋問

地方自治法第 105 条では「普通地方公共団体の議会の議長は、委員会に出席し、発言することができる」と規定されているが、認められているのは、公正中立な議長としての「発言」であり、「尋問」ではない。そもそも、百条委員会から調査結果の報告を受け、その後、議会として、どういう対応を採るのかを決めるにあたり、公正中立な立場から議会の議事運営を指導すべき立場の議長が百条委員会で議論を主導するかのような尋問や発言を繰り返すことは疑問である。

⑤ 法令違反と決めつけたプレスリリース・悪質な報道

令和 7 年 7 月 25 日の第 14 回百条調査特別委員会では、担当課長が 2 度目の証人喚問を受け、確定していない事実を「法令違反」と決めつけ、個人名を出した形でプレスリリースがなされ、結果として、一方的な報道を招き、Yahoo ニュースでも取り上げられ、SNS 上で誹謗中傷のコメントが多数書き込まれるなど、甚だしい人権侵害につながっている。特に、公平・公正性を欠いた放送を行った TVQ には抗議文を送るとともに、放送倫理・番組向上機構（BPO）の放送人権委員会に申し立てを行っているところである。これらの誹謗中傷を受け、担当課長は精神的に追い詰められ、うつ状態の診断を受け、8 月 1 日～11 日までの間、病休となるなど、当該プレスリリースには疑問がある。

⑥ 病休中の職員への再三の証人出頭請求や書類提出請求

一連の議会とのやりとりの中で、精神的に追い詰められ病休中の職員に対し、再三、証人出頭を求め、安静な療養生活を妨げてきた。具体的には、当該職員が 3 ヶ月の通院治療及び自宅療養の必要が認められた病休期間中である令和 7 年 2 月 19 日に令和 7 年 3 月 5 日の証人出頭請求書が自宅に送付されたが、病休中であるためと欠席すると、令和 7 年 3 月 6 日に欠席理由を証明する医師の診断書の書類提出請求書が送付され、当該課長から総務課に提出している病気休暇のための診断書で対応いただきたい旨の依頼があり、令和 7 年 3 月 11 日に書類提出したところ、令和 7 年 3 月 17 日には「主治医から助言を受けるため」という 2 月 28 日の受診内容を証明し、またいつ頃に出頭可能であるかの見込みがわかる医師の診断書の書類提出請求書が送付された。このような再三の出頭請求が続くと、安心して療養できることや、そのことにより精神的に追い詰められ、早く楽になりたいと思うようになり、令和 7 年 4 月 7 日に令和 7 年 4 月 24 日の証人出頭請求書が送付され、病休中にも拘わらず出席したが、このような病休中の職員に対する病状の悪化を考慮しないような、百条委員会の証人出頭請求や書類提出請求は疑問がある。

⑦ 虚偽証言による刑事告発

上記（6）の病休中の職員の証人尋問に際して、記憶違いの一証言を取り上げ、十分な確認をしないまま、虚偽証言と認定し刑事告発すべきと決定したことは、適正手続を欠くとともに、本来、事実の解明の場であるべき百条委員会が途中で事実の解明を放棄し、刑事告発を目的しているようにも感じられ、そのあり方は疑問である。

⑧ 職員を誹謗中傷するチラシのポスティング

百条調査に関連して、議員の一人が発行するチラシ（大刀洗新聞）が町内的一般家庭にポスティングされ、「私たちの税金が一部の課長の食いモノに？」「役場で一部の課長職が好き勝手に振るまい、税金が不当に支出されています」等、百条委員会側の事実認識に基づいた、関係職員を誹謗中傷する内容となっており、そのあり方は疑問である。

⑨ 特定の職員を標的にしたかのような調査

百条調査権の目的は、議会が執行機関とは違う立場から行政の適正執行、再発防止を調査の目的とすべきと解されているところ、特定の議員の意に沿わない特定の職員を標的としたかのような今回の百条委員会のあり方は疑問である。

(2) 調査・審査事項

百条委員会の調査権の濫用と職員へのハラスメント（人権侵害）はあったのか。

(3) 資料

- ・百条委員会議事録・議会議事録・参考事項（別冊）

3 職員が旅費請求にあたり宿泊証明書を自作した件の処分について

(1) 概要

令和 5 年 2 月に実施された例月出納検査にて、令和 5 年 1 月の支出伝票に添付された不明確な書類について調査したところ、宿泊証明書を役場職員（課長）自らが偽造して作成し、使用したことが発覚した。当該職員の供述によれば、北九州市で開催された人権同和関係の九州大会に参加する際、会場周辺でホテルの予約ができず、下関市内のホテルに宿泊したが、女性職員と同じホテルで宿泊することであらぬ疑いをかけられると思い、他のホテルの宿泊証明を自作したもので、令和 5 年 3 月 24 日に大刀洗町職員分限懲戒審査委員会を開催し、別紙議事録の通り、訓告相当での処分がなされた。当時の審査会の調査では、当該課長は、自作した宿泊証明は 1 件であり、他はやっていないと回答していたが、その後の百条委員会の調査の中で複数の疑義が生じたことから、現在、分限懲戒審査委員会で調査中であり、改めて、今後、当該職員の処分を行うにあたり、助言を求めるもの。

(2) 調査・審査事項

分限懲戒審査委員会の処分（案）の妥当性について

(3) 資料

- ・百条委員会議事録・議会議事録・参考事項（別冊）

「大刀洗マルシェかてて」(旧「さくら市場」)について

■経緯

「大刀洗マルシェかてて」は、町の高齢者や子育て世代を中心に、「手仕事」を通してつながり、町のPRや小さな起業を支援することを目的とし、平成22年度に町が立ち上げた任意団体による移動販売事業を開始した。

■一般会計

町はこの事業を推進するために、スタッフの人工費、年度当初に想定できる需用費等を一般会計の歳出に予算計上。

■通帳

「大刀洗マルシェかてて」は出品者から商品を預かり、拠点を持たず各地で販売等を行う。

- ・出店日ごとに売上を入金する
- ・月末締めで出品者へ売上精算金を支払う

※運営経費として10~20%程度の範囲内で手数料を差し引きした金額を、出品者へ文書にて通知し、銀行口座かPayPayで振込、または現金を直接受渡し

- ・手数料は、送金時の振込手数料等の運営経費として使用
- ・年に一度、残金を集計し、次年度の運営費を一部残して通帳から一般会計に雑入（特産品等販売手数料）として入金

■管理方法

現金（売上）は預かり金として都度日経で事務処理を行い、施錠付き専用金庫に入れ、施錠付きの保管庫にて保管。必要に応じて出し入れを行う。

「一般会計」

歳入	歳出
	人件費 (販売等スタッフ)
	需用費等 (消耗品、チラシ印刷費等)

「通 帳」

収入	支出
売上・手数料	売上精算金 (移動市場、ふるさと納税等)
	運営経費 (振込み手数料、駐車場等)

雑入

残金

